

敦賀港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和6年8月2日

敦 賀 港 長



敦賀港における航泊の禁止について

敦賀港松原海岸前面海域において、第75回とうろう流しと大花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する作業船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、荒天等で花火大会が中止された場合は、当日の航泊禁止を行わない。

記

1 期 間

令和6年8月16日（金）午後7時0分から午後8時15分まで
（延期の場合は、8月24日（土）午後7時0分から午後8時15分まで）
ただし、花火大会が終了した時点をもって、航泊の禁止を解除する。

2 区 域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 筈の川左岸導流堤先端

B点 A点とC点の中間点

C点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位174度240メートル

D点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位264度130メートル

E点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位280度730メートル

F点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位260度880メートル

G点 F点とH点の中間点

H点 F点から真方位180度に引いた線と陸岸との交点

3 標 識

上記区域を明示するため、B点、C点、D点、E点、F点、G点の6ヶ所に黄色灯浮標（4秒1せん光、光達距離5.5km）を設置する。

4 備 考

- (1) 航泊禁止区域周辺に警戒船9隻が配備される。
- (2) 警戒船は白色点滅灯（4秒1せん光）を点灯している。

- A点 : 笹の川左岸導流堤先端
 B点 : A点とC点の間接点
 C点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位174度240メートル
 D点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位264度130メートル
 E点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位280度730メートル
 F点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位260度880メートル
 G点 : F点とH点の間接点
 H点 : F点から真方位180度に引いた線と陸岸との交点

- 航泊禁止明示灯浮標
 B点、C点、D点、E点、F点、G点の6ヶ所に
 黄色灯浮標（4秒1閃光）の設置あり

